



令和5年11月17日

担当課	生涯学習課
担当者	井邊・谷澤
電話	435-1193
内線	3900・3902

コミュニティセンターのネーミングライツパートナーを募集します

このたび、民間の資金を活用してコミュニティセンターの維持管理を行うことを目的に、コミュニティセンターに通称名を命名していただける企業や団体（ネーミングライツパートナー）を募集します。

1 対象となるコミュニティセンター

和歌山市東部コミュニティセンター（寺内665番地）

和歌山市河南コミュニティセンター（布施屋41番地）

和歌山市河西コミュニティセンター（松江北2丁目20番7号）

和歌山市河北コミュニティセンター（市小路192番地の3）

和歌山市中央コミュニティセンター（三沢町1丁目2番地）

和歌山市南コミュニティセンター（紀三井寺856番地）

※和歌山市北コミュニティセンターについては、建物に既に「さんさんセンター紀の川」の名称が付されているため、募集は行いません。

2 通称名での運用開始時期 令和6年4月1日（火）

3 今後の予定

募集期間

令和5年11月22日（水）～

12月21日（木）17時

ネーミングライツパートナーの公表 令和6年 1月26日（金）

通称名による運用開始 令和6年 4月 1日（火）

4 その他

(1) 命名していただく通称名はコミュニティセンターの正式名称ではないため、ネーミングライツパートナーとの契約を原因とした和歌山市コミュニティセンター条例（平成3年条例第17号）の改正は行いません。

(2) 詳細につきましては、和歌山市ホームページ（ページ番号1001121）をご覧ください。募集開始日に更新いたします。

表記例（和歌山市さんさんセンター紀の川）

